

国民年金基金の年金請求手続きのご案内

年金を受け取るためのお手続きの用紙「国民年金基金年金請求書」を送付いたします。

年金の請求につきましては、国民年金基金年金請求書に必要事項を記入し、65歳(※)になりましたら下記の書類とともに、同封の返信用封筒にてご提出ください。

なお、書類のご提出後、「国民年金基金年金証書」の発送までに2カ月程度かかる場合がありますので、ご了承ください。

(※) III型・IV型・V型にご加入の方は60歳
国民年金の老齢基礎年金の繰上げ受給者は繰上げ受給を開始したとき

○提出書類

- 国民年金基金年金請求書
 - ・記入方法は、裏面の「国民年金基金年金請求書（記入例）」をご参照ください。
- 国民年金基金加入員証
 - ・加入員証を添付できない方は、「国民年金基金年金請求書」⑬欄にその理由をご記入ください。
- 日本年金機構から送付された「国民年金・厚生年金保険年金証書」、「年金決定通知書・支給額変更通知書」のいずれかのコピー（添付書類の見本参照）
 - ・「国民年金基金年金請求書」⑪欄で「1 全部繰上げて受給中」または「2 一部繰上げて受給中」に○をした方のみご提出ください。

○提出前に確認をお願いします（添付、記入もれの多い事項）

- ・ 金融機関の証明または通帳かキャッシュカードのコピー
- ・ ⑭欄にお名前を記載のうえ、ご提出ください。

【提出先・照会先】
 〒106-0032
 東京都港区六本木6-1-21 三井住友銀行六本木ビル
 国民年金基金連合会 業務企画部業務課
 電話 03-6447-2793

⑪欄で「1 全部繰上げて受給中」または「2 一部繰上げて受給中」に○をつけた方の添付書類の見本

国民年金・厚生年金保険年金証書

年金の種別 国民年金基金 年金コード

受給者の氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇

受給開始年月 〇〇年〇月〇日 受給額を算出した年月 〇〇年〇月〇日

上記のとおり、国民年金法による国民年金・厚生年金保険法による国民年金の給付を受けることになりました。

〇〇年〇月〇日 厚生労働大臣 印

1 厚生年金保険 年金決定通知書 厚生年金保険法の本文 第 〇 条の 〇

2 国民年金法 国民年金法の本文 第 〇 条の 〇

3 国民年金基金年金請求書 〇〇年〇月〇日

4 国民年金基金加入員証 〇〇年〇月〇日

5 日本年金機構から送付された「国民年金・厚生年金保険年金証書」、「年金決定通知書・支給額変更通知書」のいずれかのコピー

見本

厚生労働大臣 印

国民年金・厚生年金保険 年金決定通知書・支給額変更通知書

このたびは、年金を決定または年金額を変更しましたので通知します。（決定・変更理由等は裏面でご確認ください）

年金の種類	国民年金	厚生年金	
国民年金番号・年金コード			
年金額	円	円	円

見本 厚生労働大臣 印

（裏面）

【(A) 厚生年金】		【(B) 国民年金(基礎年金)】		年金額	
項目	(円)	項目	(円)	項目	(円)
基本となる年金額		基本となる年金額		基本となる年金額	
加給年金額		加給年金額		繰上げ・繰下げによる減算・加算額	
繰上げ・繰下げによる減算・加算額		繰上げ・繰下げによる減算・加算額		支給停止額	
年金額		年金額		年金額	

項目	決定・変更年月	決定	変更理由

国民年金基金年金請求書 (記入例)

表面

届書コード		令和5年4月15日提出	
新規	5101		
再	5111		
① 加入員番号	② 氏名	③ 性別	④ 生年月日
1300-00000000	フリガナ キキン タロウ 氏名 基金 太郎	男	昭和 33 04 01
⑤ 郵便番号	市区町村コード	⑥ 電話番号	⑦ 日中連絡がつく電話番号
100-0000		03-0000-0000	090-0000-0000
⑧ 住所			
千代田区霞ヶ関0-0-0 東京都港区六本木6-1-21			
印字されている情報に変更がある場合は、二重線を引いて訂正してください。			
⑨ 払渡希望金融機関	⑩ 年金	⑪ 預金種目	⑫ 口座番号(右づめで記入)
1 ゆうちょ銀行以外 2 ゆうちょ銀行	銀行 信連 本店 金庫 農協 六本木支店 信組 信漁連 支所 漁協 出張所	①普通 ②当座	1 2 3 4 5 6 7
金融機関の窓口で証明をもらうか、または通帳の写しを添付してください。			
⑬ 65歳前に国民年金の老齢基礎年金を繰上げ受給していますか			
1 全部繰上げて受給中 2 一部繰上げ受給中 3 繰上げ受給していない			
⑭ 国民年金の老齢基礎年金の支給が停止されていますか			
1 はい 2 いいえ			
⑮ 加入員証を添付できない場合はその理由を記入してください(例:紛失したため)			
⑯ 上記のとおり請求します。			
加入員氏名 基金 太郎			
年金加入期間			
厚生年金 月 特定警察職員等 月 共済年金 月 坑内員船員 月 障害者等特例 有			
老齢基礎年金の受給権発生月			
お名前を記載してください。			

金融機関の窓口で証明をもらうか、または通帳の写しを添付してください。

国民年金基金年金請求書の記入方法

◆印字されている欄について

加入員番号、氏名、性別、生年月日、郵便番号、住所を確認のうえ、変更があれば二重線を引き、あいている箇所へ正しい内容を記載してください。

◆請求される方が記入する欄について

⑨ ゆうちょ銀行以外の金融機関で年金の支払を受けたいときは、「1」を○で囲み、金融機関名、支店名等を記入してください。また、預金種目を○で囲み、預金通帳の口座番号を記入してください(総合口座は「1」)。ゆうちょ銀行で支払を受けたいときは、「2」を○で囲み、貯金通帳の記号、番号を記入してください。

⑩ ⑨の内容について、金融機関の窓口で証明をもらうか、または通帳(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人フリガナ等が記載された部分)かキャッシュカードのコピーを添付してください。

⑪ 老齢基礎年金を繰上げ受給(60~65歳前で受給)している方で、全部繰上げ受給は「1」を、一部繰上げ受給は「2」を○で囲んでください。繰上げ受給していない方は「3」を○で囲んでください。
なお、「1」または「2」を○で囲んだ方は、裏面⑮欄の「1 はい」または「2 いいえ」のいずれかに○をつけてください。

※ 繰上げ受給の有無についてわからない場合は、日本年金機構(ねんきんダイヤル 0570-05-1165)で確認できます。

⑫ 65歳時点で老齢基礎年金の繰下げを希望しているため受給していない方、障害基礎年金を受給している方は「1」を○で囲んでください。
※ 老齢基礎年金の支払の有無についてわからない場合は、日本年金機構(ねんきんダイヤル 0570-05-1165)で確認できます。

⑬ 加入員証が添付できない場合は、その理由を記入してください。

⑭ お名前を記載のうえ、ご提出ください。

◆年金の支払について

年金の支払回数は、年金額が12万円未満の場合は年1回、12万円以上の場合は年6回で、それぞれ偶数月が支払月となります。なお、初めて支払が行われるときなどは、奇数月に支払われる場合があります。

また、年金は、受給権発生月の翌月から支払月の前月までの分が支払われます。

- この請求書に添えなければならない書類等
 1. 加入員証(コピー不可)(添えることができないときはその理由を⑮欄に記入)
 2. 老齢基礎年金を繰上げ受給している方(⑪欄が1又は2の方)は、年金証書の写し又は支給額変更通知書(基礎年金の欄に繰上げ年金額の記載のあるもの)の写し
※⑪欄が2の方で、共済年金に20歳以前より加入されていた方は、共済年金の年金加入期間確認通知書の写し

- 記入上の注意
 1. ①~⑭欄(⑩欄を除く)を記入してください。(印字されている欄がある場合、印字内容が異なっているときは二重線を引いて訂正してください。(訂正印は不要))
 2. ⑩欄は、年金の受け取りを希望される金融機関の窓口で証明を受けるか、預金通帳の写し(金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人フリガナ等が記載された部分)又は預金口座の口座番号等を明らかにすることができる書類を添付してください。
 3. 外資系金融機関はご利用いただけません。
 4. 「市区町村コード」、「金融機関コード」、「店コード」欄は記入しないでください。

